

総入れ替えの審査員の平均年齢が同じ、補助員になぜかヤメ検弁護士

## 検察審

# 小沢一郎を強制起訴し、証拠捏造検事を無罪放免にした検察審査会の疑惑は闇に葬られた

ジャーナリスト  
**武富薫**

TAKETOMI  
Kaoru

小沢一郎・民主党元代表  
(現、生活の党代表)の政治  
資金をめぐる陸山会事件で注  
目された「検察審査会」。市  
民目線の判断を司法に導入  
するという名分で始まったこ  
の制度は、現実には逆に司法

の暴走を、市民の判断だと  
偽装させる隠れ蓑になってい  
る。ではそれをメディアはど  
う報じたか。

政治資金規正法違反で告発  
された小沢一郎氏について、  
2010年2月  
に東京地検特捜  
部は不起訴を決  
定した。その判  
断を覆したのが  
「検察審査会」だ。  
検審は有権者名  
簿からくじで選  
ばれた11人の審  
査員で構成され、  
不起訴処分の方  
否を審査する。  
東京第5検察審  
査会は10年4月  
と9月の2回、  
\*「起訴相当」(審  
査員8人以上が、  
「起訴すべき」

とした場合)と議決。小沢氏  
は強制起訴された。  
しかし12年11月の東京高裁  
判決を受け小沢氏の無罪は確  
定。結果的に検審の見込みは  
間違っていたことになる。も  
ちろん検審が間違っているこ  
ろ。それよりも問題なのは、  
この間の検審についての記者  
クラブメディアの報道が、「検  
察に都合のいい情報」の垂れ  
流しだったことだ。

「ウソの報告書がなかったと  
しても結論は同じだったので  
は」判決後の今でも、当時の  
起訴議決は正しかったと思っ  
ている」  
X氏の言うウソの報告書と  
は、小沢氏本人の事件への関  
与を示唆する資料として検察  
から検審に提出された「捜査  
報告書(石川知裕元衆院議員  
の供述調査書)」だ。当初は「小  
沢有罪」の決定的証拠とマス  
コミも騒いだシロモノだが、  
11年12月の公判で検事による  
全くの作文、すなわち捏造調  
書であることが発覚していた。  
捏造発覚当時は、控訴して  
これ以上、裁判を長引かせる  
べきではない」という意見が  
法曹関係者から上がったが、  
そこにX氏の「報告書がウソ  
でも判断は変わらない」とい  
う証言が出たわけである。検  
察官役の指定弁護士は翌月、  
控訴を決定。報道は公判の流

### 〈関係者〉証言の 矛盾は検証されない

中でも異彩を放つのがTB  
Sのスクープだ。  
小沢氏に一番無罪判決が下  
った12年4月26日の夜、TB  
Sは「NEWS 23 X」で小沢  
氏を強制起訴した検審の「元  
審査員X氏」の匿名証言を報  
じた。X氏の姿は画面に映さ  
れないが、証言はナレーショ  
ンでこう再現された。

「ウソの報告書がなかったと  
しても結論は同じだったので  
は」判決後の今でも、当時の  
起訴議決は正しかったと思っ  
ている」  
X氏の言うウソの報告書と  
は、小沢氏本人の事件への関  
与を示唆する資料として検察  
から検審に提出された「捜査  
報告書(石川知裕元衆院議員  
の供述調査書)」だ。当初は「小  
沢有罪」の決定的証拠とマス  
コミも騒いだシロモノだが、  
11年12月の公判で検事による  
全くの作文、すなわち捏造調  
書であることが発覚していた。  
捏造発覚当時は、控訴して  
これ以上、裁判を長引かせる  
べきではない」という意見が  
法曹関係者から上がったが、  
そこにX氏の「報告書がウソ  
でも判断は変わらない」とい  
う証言が出たわけである。検  
察官役の指定弁護士は翌月、  
控訴を決定。報道は公判の流

れに影響を与えたとと言える。  
検審の審査員の個人情報  
一切非公表で議事録や審査日  
程すら公表されず、裁判員の  
ように匿名を条件とした会見  
もない。裁判所(検審事務局)  
が一切照会に応じない中で、  
TBSがどうやってX氏を取  
材したのか、本物の審査員  
だと人定したのか疑問は尽き  
ない。TBSは小沢事件では、  
検察の捜査中に突然、「小沢氏  
側に裏ガネを渡したところを  
見た」という匿名証言者のス  
クープ告発」を報じ、なぜか  
続報を流さなかったという奇  
妙な「前科」もある。

実は記者クラブメディア以  
外では、小沢氏の強制起訴を  
決めた検審に対し数々の疑惑  
が指摘されていた。まず唯一  
の公開情報である審査員の平  
均年齢の謎だ。検審事務局は

均年齢の謎だ。検審事務局は



田代元検事への議決は「不起訴不当、実質」お咎めなし、だった。

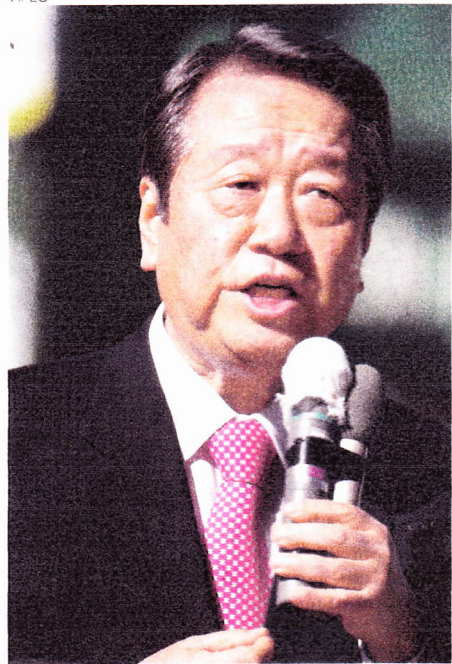
均年齢の謎だ。検審事務局は

均年齢の謎だ。検審事務局は

均年齢の謎だ。検審事務局は

小沢氏の2回目の議決を担当した審査員の平均年齢を2回訂正し、最終的に34・55歳とした。この平均年齢はメンバーが異なるはずの1回目の議決時の審査員の平均年齢と全く同じ。しかも有権者から無作為に11人を抽出したはずなのに、その平均年齢は明らかに若すぎた。2回ともそこまで平均年齢が偏る確率は約100万分の1であると数学者らによって計算もされ、統計学的にみれば、検審が嘘を言っているか、審査員がくじで選ばれていないことは明らかだったのである。

AFLO



小沢氏は検審の議決による強制起訴から無罪となるまで約2年を法廷闘争に費やすことになった。

さらに民主党議員らの調査で、審査員を選ぶプログラムは恣意的にメンバーを差し替えられることも判明。「起訴に持ち込むために特定の審査員を集めた」との疑惑が深まった。また、本来は議決前に行なわれなければならない担当検事の意見聴取が議決後に行なわれた疑惑も指摘された。いずれも検審の正当性が揺らぎかねない問題であり、それこそTBSはX氏に質して真のスクープをとるべきだったはずだ。

された10年10月4日の翌日、朝日新聞だけが朝刊で当日の検審の様子を書いた。〈午前10時すぎの東京地裁。検察審査員の市民が建物の一室に続々と入っていった。〉(中略) 審査にかかわった関係者には4日、こう語った。「慎重の上にも慎重に審査した。証拠だけを吟味した、自信を持った議決だ」

その日の夕刊では、「ジーンズの男性にミニスカートの女性」といった若い審査員たちの服装まで描写した。発表した平均年齢は間違いいではない。ことを印象づける、いかにもわざとらしい記述である。翌10月6日付の読売新聞の記事にはこうある。

〈関係者によると、11人の審査員たちは、お盆休みのある8月中は隔週でしか集まらなかったが、9月に入ってから、平日に頻繁に集まり審査を行った〉

こちらにも〈関係者〉の話をもとに議論が尽くされたところを調べる記事だ。

ところが、である。この〈関係者〉の証言は、まさに語るに落ちる内容だったのである。審査日程は非公表なのだが、審査を行なった日には審査員に日当が支払われる。後に情報公開請求され、日当が支払われたのは8月に4回、議決前の9月前半は「6日」と議決当日の「14日」の2日しかないことが判明したのである。

高裁の異( K&Kプレス刊)の著者で、情報公開請求を行なった志岐武彦氏が語る。「審査員が平日に頻繁に集まった」という読売の記事はおかしい。同じ記事に『東京地検特捜部の斉藤隆博・副部長(当時)の意見聴取が9月上旬に行なわれた』ともあるが、私たちが情報公開で閲覧した検察の出張簿には記録がない。太メディアは自ら調査・検証せず〈関係者〉からリークされた真偽不明の情報を垂れ流しているだけではないか」

〈関係者〉が、どこか関係の人間かは改めて指摘するまでもないだろう。

一方で、前述の「でつち上げ供述調書」を作成した田代政弘元検事について、東京第1検察審査会は今年4月に「不起訴不当」と議決した。不起訴不当には拘束力がないため、文字の意味とは逆に、事実上「起訴しなぐてもいい」と判断したことを意味する。

小沢氏への報道と田代元検事への報道の違いも興味深い。田代氏への検審の審査では、審査会で専門家として助言する補助員に、なぜか検察側の身内である元新潟地検検事正のヤメ検弁護士が起用され、「起訴しなくていい」という結論が出された。この問題を

\* 検審の議決は他に「不起訴不当」(6~7人が「起訴すべき」とした場合)と「不起訴相当」(「起訴すべき」が5人以下)がある。「不起訴不当」の場合、検察は再捜査するが、判断が変わらない場合は2度目の審査はなくそのまま不起訴が確定する。